

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から、平成28年只見町議会1月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、小沼信孝君、7番、酒井右一君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 行政諸報告申し上げます。

第43回只見毎日杯スキー大会の中止について。1月17日に只見スキー場を会場に予定しておりました第43回只見毎日杯スキー大会は雪不足の影響により中止といたしました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これで行政諸報告は終わりました。



◎承認第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

それでは、専決第16号 只見町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

その内容についてご説明を申し上げます。

次ページをご覧ください。

専決第16号 只見町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例となります。

この只見町税条例等の一部を改正する条例につきましては、昨年、平成27年3月31日付で専決処分した只見町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、その内容の一部を次のように改正するものとなっております。

内容につきましては、第1条のうち只見町税条例第51条。これにつきましては町民税の減免の手続き関係になります。同じく税条例第139条の3につきましては、特別土地保有税の減免の手続きになってございまして、それぞれ個人番号、マイナンバーの記載を不用とする見直しを行う内容となっております。その内容について、地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分させていただきましたのでよろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第1号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長(酒井恵治君) 議案第1号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例であります。

只見町集会施設設置条例の一部を次のように改正するものです。

別表に次のように加える。亀岡集会施設。只見町亀岡字山崎306番地。叶津集会施設。只見町叶津字下稲面531番地の1でございます。

別表に加えるの別表につきましては、今、各地区にございます集会施設の名称、位置が記されております。それにこの二つの集会施設を加えるものです。どうぞよろしく願います。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第1号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決  
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時、休議をいたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時11分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、休議前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第2号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてが提出されま  
した。

これを日程に追加し、追加日程第1とし審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定をいたしま

した。

追加議案及び資料を配付させます。

[追加議案及び資料配付]

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第1、議案第2号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第2号 只見町公の施設における指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず指定管理者を指定する只見町集会施設におきましては、亀岡集会施設。只見町大字亀岡字山崎306番地。指定管理者となる団体、亀岡区長、齋藤昭彦さん。次に叶津集会施設。只見町大字叶津字下稲面531番地の1。叶津区長、長谷部保正さんでございます。

指定管理者としての管理の期間につきましては、平成28年1月28日から平成38年3月31日とするものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第2号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午前10時15分）